

平 26 . 5 . 12
礎 1 - 2

参 考 資 料

〔配偶者控除〕

平成 26 年 5 月 12 日 (月)
財 務 省

第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（平成26年3月19日）議事要旨（抄）

（麻生議員）

女性の活躍推進と税制に関し、言いたいことは3点。

一点目は、様々な「壁」が存在しているという指摘があるが、税制としては、世帯の手取りの逆転現象である「壁」は解消されているというのが正しい知識である。その上で、依然として「意識の壁」は根強く、また「二重の控除」が生じているという指摘がある。

二点目に、伝統的家族観から、配偶者控除の見直しには慎重な意見も根強い。

三点目に、この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していくこととしたい。

なお、配偶者控除を子育てに着目した控除にシフトしてはどうかとの御意見もあるが、児童手当の支給に、年少扶養控除の廃止による財源は、平成23年度には、国、地方を合わせると9,000億円充てられていること、自民党のJ-ファイルに代表されるように、配偶者控除を維持すべきとの意見もあることから、簡単に結論が得られる話ではなく、腰を据えたしっかりした議論が必要だと思っている。

いずれにせよ、女性の活躍推進については強い問題意識を持っている。成長戦略の要請や所得税の控除をめぐる議論を踏まえつつ、私の方で検討してみたい。

（安倍議長）

麻生大臣、田村大臣には、女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってほしい。

人的控除の概要

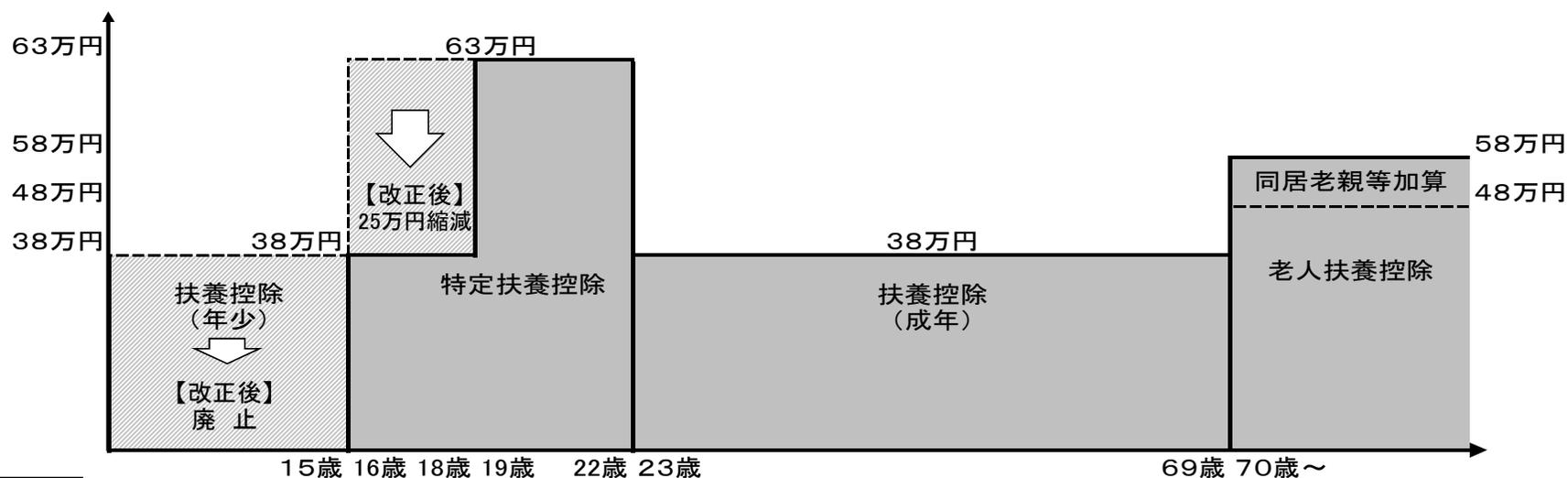
		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
				所 得 税	住 民 税		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	—	
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	38万円	33万円	—	
		(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	33万円	—	
		昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	38万円	—	
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	年間所得1,000万円以下	
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	38万円	33万円	—	
		(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	33万円	—	
		平成元年 (1989年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	—	
		昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	—	
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—	
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—	
		(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
		(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下	
		(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下	
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下	

扶養控除の見直しについて(平成22年度改正)

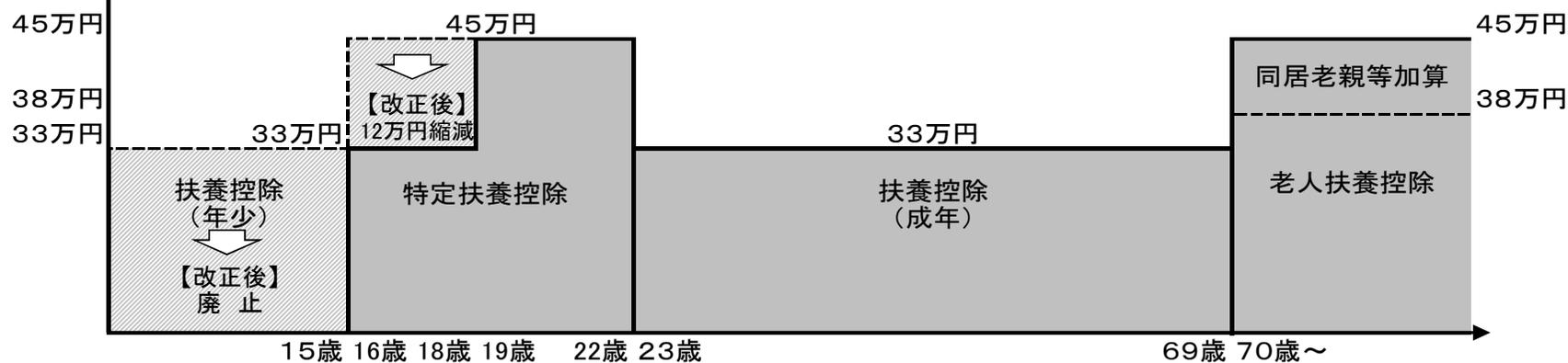
- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止。

※ 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



配偶者控除の趣旨・経緯

わが国税制の現状と課題（抄） — 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

平成 12 年 7 月
政府税制調査会

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

4. 課税ベースとしての所得

(2) 課税最低限と控除

② 主要な控除

ハ. 配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38万円、個人住民税：33万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高38万円、個人住民税：最高33万円）が設けられています。配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて控除額が減少する消失控除（収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たしています。）となっています。

配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていましたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和36年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されました。

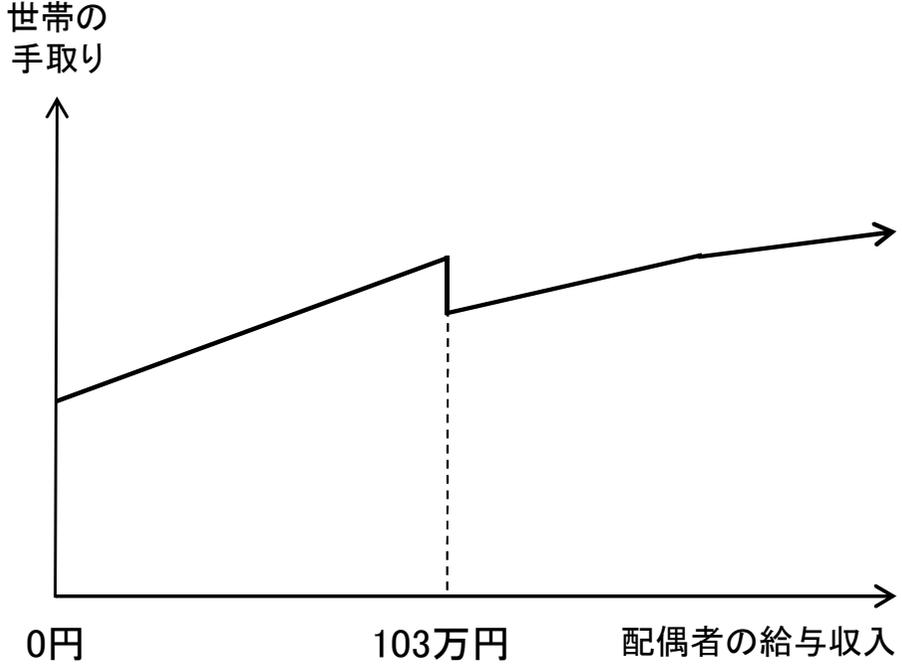
その後、昭和62・63年の抜本的税制改革の際に、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点などから、配偶者特別控除が消失控除の形で創設されました。この配偶者特別控除の創設によって、税制上の手取りの逆転現象は解消されています。

(注) パート問題と税制、社会保険制度、賃金制度

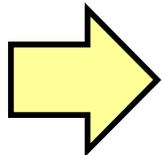
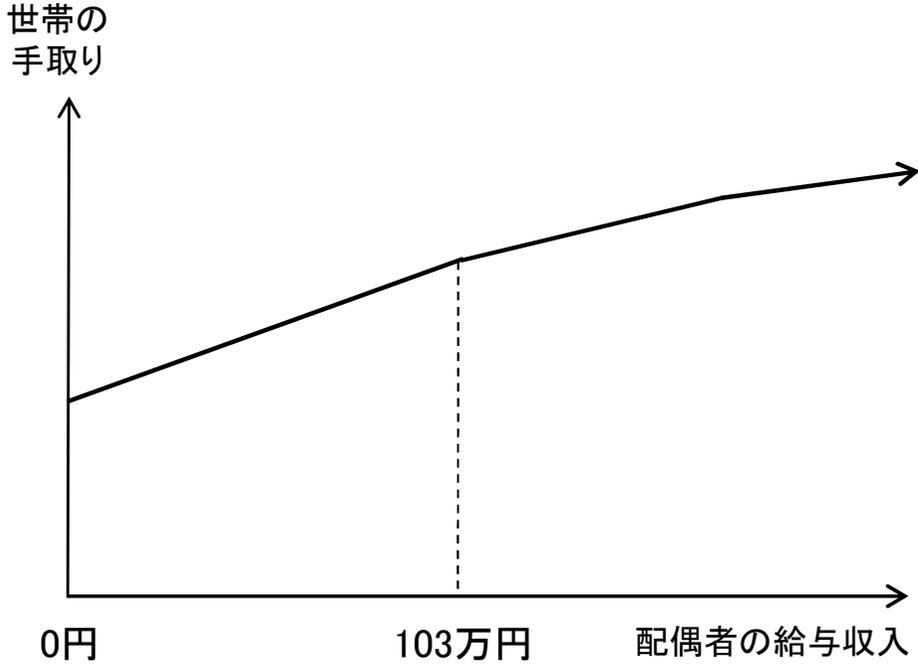
上述のとおり、パート問題について税制面においては解決が図られていますが、依然、パート収入をめぐる手取りの逆転現象が指摘されています。これは、パート収入が一定水準に達すると、配偶者手当が支給されなくなったり、社会保険制度の上で被扶養者として扱われなくなり、独立の被保険者として保険料を負担しなければならないなくなったりすることがあるためです。配偶者の取扱いについては、それぞれの制度の趣旨がありますが、社会保険制度や賃金制度がパート問題に密接に関わっていることに留意しなければなりません。

いわゆる「103万円の壁」について(イメージ)

配偶者特別控除がない場合

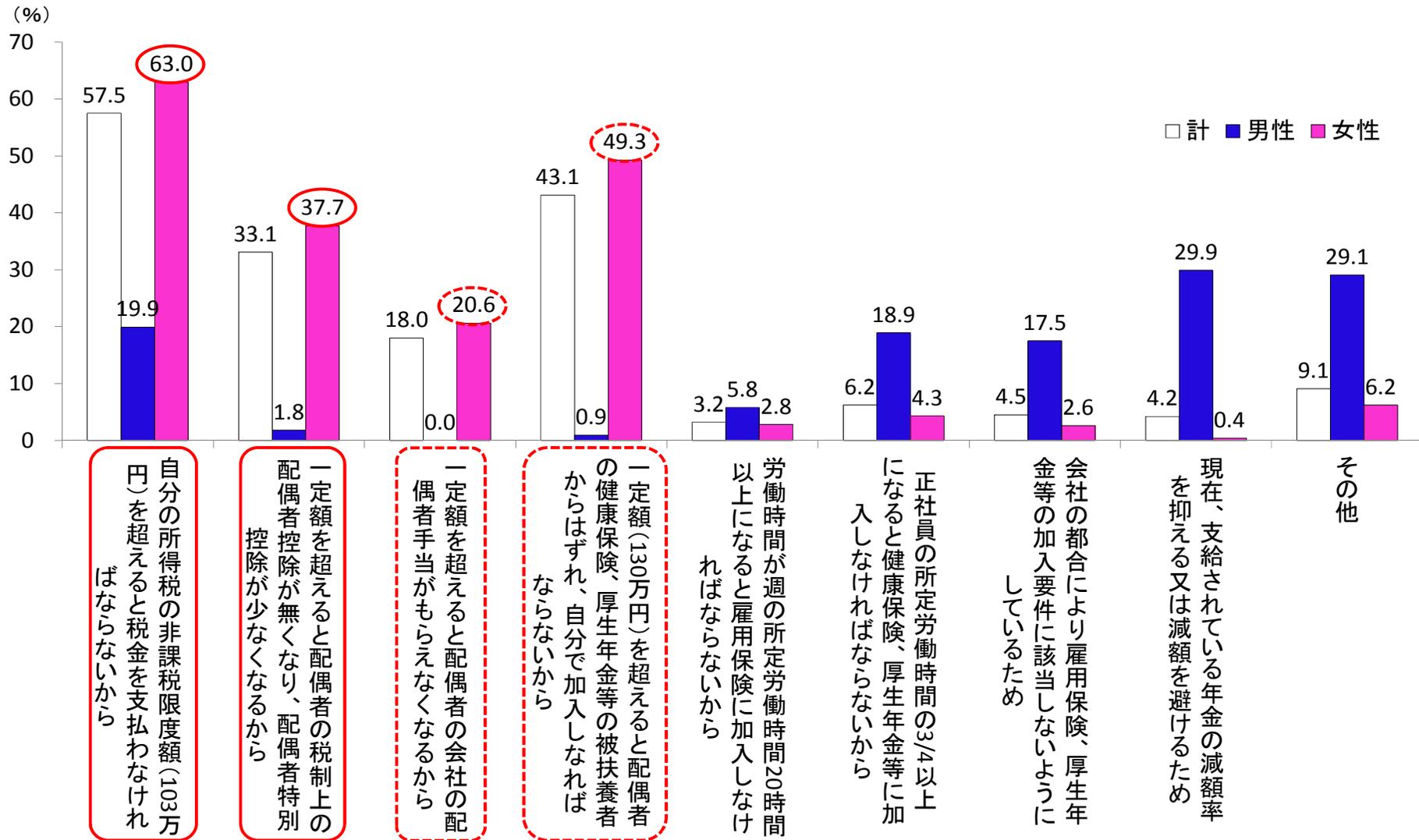


現 行



(注) 配偶者特別控除は昭和62年に創設。

パート労働者が就業調整を行う理由



(備考)厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」より作成。複数回答。

(注)計数は、配偶者のいる者の数値。

平成 12 年 7 月 政府税制調査会 わが国税制の現状と課題（抄）

個人が一定の所得を稼得する場合、通常その所得はその個人に帰属することから、所得が帰属する個人に税負担を求めるのが適当です。また、二分二乗方式を採用した場合には、適用される累進税率が平均化されるために、独身者世帯に比べて夫婦者世帯が有利になること、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になること、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となることなどの問題点が考えられます。このようなことから、課税単位については引き続き個人単位とすることが適当と考えます。

平成 17 年 6 月 政府税制調査会基礎問題小委員会 個人所得課税に関する論点整理（抄）

配偶者に関する税制に関して、課税単位について 2 分 2 乗方式を採用してはどうかとの議論がある。2 分 2 乗方式の下では適用される税率が平均化されるとともに、課税ベースとしては夫婦それぞれに基礎控除が適用されることとなる。同方式の下では結婚にメリットがある一方で、専業主婦のいる高所得世帯がより有利になるといったことが指摘されている。課税単位の問題については、夫婦のあり方、財産制度、配偶者の就労に対する中立性確保の要請といった観点を踏まえ、引き続き検討していくべき課題であろう。

主要国における課税単位及び基礎控除等について

(2014年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式) ^(注1)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる (多くは夫婦別産制)	夫婦別産制	夫婦別産制	法定共通制 ^(注2)
納税者本人に係る 控除等	基礎控除 [38万円]	人的控除 ^(注3) [40万円]	基礎控除 [152万円]	税率不適用所得 [113万円]	税率不適用所得 [81万円]
夫婦各々の基礎控 除等に加え、配偶者 の存在を理由に追 加的に認められる 控除等	配偶者控除 [38万円]	なし	なし	なし	なし

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

(注2) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。

(注3) 一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が逡減する枠組み(単身者の場合、所得が254,200ドルから2,500ドル増加すごとに控除額が2%ずつ逡減し、376,700ドルで消滅)。